

役員報酬等の支給の基準に関する規程

2020年3月26日
制定

改正 2021年3月25日一部改正
改正 2024年3月21日一部改正

(趣旨)

第1条 この規程は、学校法人根津育英会武蔵学園寄附行為第40条の3に基づき、役員の報酬等に關し必要な事項を定める。

(役員報酬)

第2条 業務執行理事及び常勤の監事に、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。）に定める指定職俸給表を準用し、その俸給月額以内で役員報酬を支給する。

2 前項に定める者以外の者の役員報酬は、次の各号のとおりとする。

(1) 理事会に出席した日 12,000円以内

(2) 法人運営のための業務のうち、前号以外の業務にあたった日 50,000円以内

3 学校法人根津育英会武蔵学園の専任教職員として給与を支給している役員には、役員報酬は支給しない。

(地域手当)

第3条 業務執行理事及び常勤の監事に、給与法に定める地域手当に準じて、地域手当を支給することができる。

(通勤手当)

第4条 業務執行理事及び常勤の監事に、通勤手当として次の額を支給することができる。ただし、通勤距離が片道2km以上の場合に限る。

(1) 鉄道、バス等を利用する場合、その1か月の通勤に要する運賃相当額。ただし、55,000円を支給限度額とする。

(報酬等の支給方法)

第5条 業務執行理事及び常勤の監事の役員報酬、地域手当及び通勤手当（以下本条において「報酬等」という。）は、当月1日から末日までの分を当月15日に支給する。ただし、支給日が休日に当たるときは、その前日に支給する。

2 前項に定める者以外の者の役員報酬のうち、第2条第2項第1号に定める役員報酬は年度ごとに一括して、同第2号に定める役員報酬はその都度支給する。

3 報酬等は、通貨で支給する。ただし、本人の同意を得た場合は、本人の指定する本人名義の銀行、その他の金融機関の口座へ振込むことによって支給する。

(月中就任等の取扱い)

第6条 月の途中で新たに就任した場合は、就任の日からその月の役員報酬を計算する。

2 月の途中で退任（解任等を含む。以下同じ。）した場合は、退任の当日までその月の役員報酬を計算する。

3 前項の規定にかかわらず、月の途中で死亡により退任した場合は、退任の当日の属する月までの役員報酬を計算する。

4 報酬改定などの事由により、役員報酬が増額、減額となった場合は、事由発生時から日割計算にて計算する。

(役員賞与)

第7条 業務執行理事及び常勤の監事に、給与法に定める指定職俸給表適用者に支給される期末手当及び勤勉手当に準じて、その範囲内で役員賞与を支給することができる。

(役員退職慰労金)

第8条 業務執行理事及び常勤の監事が退任した場合は、国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）に準じて、その範囲内で役員退職慰労金を支給することができる。

(旅費)

第9条 役員が出張するときは、本学園の所在地を基準地とし、最も経済的・合理的な通常の経路及

び方法により旅行した場合の旅費を支給する。

(公表)

第10条 本学園は、この規程をもって、私立学校法第63条の2第4項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(所管)

第11条 この規程に関する所管部署は、人事課とする。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会が行う。

附 則

1 この規程は、2020年4月1日から施行する。

2 この規程の施行に伴い、役員報酬等に関する規程（2005年3月17日制定）は廃止する。

附 則

この規程は、2021年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2024年3月21日から施行する。